

下呂市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条－第7条）

第4章 市長等と議会の関係（第8条－第11条）

第5章 委員会等の活動（第12条）

第6章 政務活動費（第13条）

第7章 議会の機能強化（第14条－第20条）

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第21条－第23条）

第9章 災害時の対応（第24条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第25条・第26条）

附則

地方分権の進展により、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、議会が果たすべき責任及び役割がさらに重要となってきた。

こうした中で、議会が、市民福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指し活動していくためには、主権者である市民から直接選挙で選ばれ、その意思を代表する議事機関であることを認識し、公平で公正な議会運営を図り、開かれた議会として議会活動への市民参加や市民との意見交換をより一層推進するとともに、さらに市民の負託に応えられる議会として議員間の討議を重ね、市民の意見を反映した政策の立案や提言を行っていかなければならない。

よって、議会及び議員は、市民一人一人の信頼と協力を得ながら、日本国憲法と地方自治法のもとでの二元代表制による適切な議会運営に努め、市民福祉の向上及び下呂市の発展に寄与するため、下呂市議会の最高規範としてここに「下呂市議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動についての基本的事項を明確にすることにより、市民の負託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等（以下「政策提言等」という。）を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 常に市民の視点に立ち、市民に対して開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を広く求め、まちづくりに反映させるために必要な政策提言等を行うこと。
- (3) 市民の意思を尊重するため、市民参加の機会拡充に努め、情報提供を行うこと。
- (4) 市長等による市政運営が適切に行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 専門的知見の活用並びに政策提言等に必要な研修及び視察の実施により、議会の機能強化に努めること。
- (6) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。
- (2) 議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (3) 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の負託に応えるものとする。
- (4) 特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策提言等を行うものとする。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第5条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保しなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「委員会等」という。）を原則公開しなければならない。

- 3 議会は、政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用するよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情は市民が抱える懸案事項であると捉え、その審査に当たっては当該請願者及び陳情者の申し出により説明及び意見を聴く機会を設け、市民が議会活動に参加する機会を確保しなければならない。
- 5 議会は、市民への報告及び意見交換の場として、市民と議会との意見交換会、議会報告会等を開催するものとする。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への情報の提供に努めなければならない。

- 2 議会は、多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努めなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第7条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、当該選出の過程を市民に明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対し所信を表明する機会を設ける。

- 2 前項の所信を表明する機会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第8条 議会及び議員は、二元代表制の下、議事機関として市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

(政策等形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用
- (7) 関係法令及び条例等

- 2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明

資料の作成を求めるものとする。

(一般質問)

第10条 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければならない。

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、必要に応じて法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。

2 前項の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第5章 委員会等の活動

(委員会等の運営)

第12条 委員会等は、市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言等に向けた討議を行うものとする。

2 委員会等は、決算審査等の結果を踏まえ政策提言等を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言等に反映させるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第13条 政務活動費の交付を受けた議員は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 前項の政務活動費については、別に条例で定める。

第7章 議会の機能強化

(議員間の自由討議)

第14条 議員は、議会の役割を果たすため、積極的に議員間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

(調査機関等の設置)

第15条 議会は、議会活動又は市政の課題に関する調査等のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

2 議会は、政策提言等を積極的に行うため、必要があると認めるときは、議決により、議員で構成する政策検討会を置くことができる。

(会派)

第16条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議員活動を支援するとともに、必要に応じて政策提言等のための調査研究及び意見

調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努めるものとする。

(議会予算の確保)

第19条 議会は、議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第20条 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能強化に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

2 前項に規定する議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第22条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を類似市等と比較検討するとともに、総合的な観点から勘案したものとする。

2 議会は、議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するものとする。

3 第1項の議員の定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第23条 議員の報酬は、市の現状、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を十分に考慮したものとする。

2 前項の議員の報酬については、別に条例で定める。

第9章 災害時の対応

(災害時の対応)

第24条 議会は、災害が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握するための体制整備に努めるものとする。

2 災害が発生した場合における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、一般選挙を経た任期開始後、この条例に関する研修を行わなければならない。

(検証及び見直し手続)

第26条 議会は、この条例の施行の状況について議会改革特別委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議会基本条例における用語の解説

あ 行	
意見書 (いけんしょ)	市民生活に直接関わることでも、国や県などの仕事の場合は市だけでは解決できません。そのようなことに関して、議会の意思を意見としてまとめたものです。可決された意見書は、国や県に提出します。
一般質問 (いっぱんしつもん)	議員が本会議で市の一般事務や将来に対する政策などについて質問することです。
一般選挙 (いっぱんせんきょ)	地方公共団体の議会議員の全員について、4年に1回行われる選挙のことです。
か 行	
会派 (かいは)	市議会の中で結成された、同じ主義・主張をもった議員がつくっている同志的集まりのことです。
学識経験者 (がくしきけいけんしゃ)	学問上の識見と豊かな生活経験のある人をいいます。
議案 (ぎあん)	議会の議決を要する案件のことで、議案には市長が提出するものと議員が提出するものがあります。
議員定数 (ぎいんていすう)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定めると法に規定され、下呂市議会では、「下呂市議会議員定数条例」で、14人としています。
議員報酬 (ぎいんほうしゅう)	議員は、非常勤の特別職であるため給料ではなく、報酬が支給されます。下呂市議会では、「下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で次のとおり規定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議 長 月額 370,000 円 ・ 副議長 月額 300,000 円 ・ 議 員 月額 270,000 円
議会運営委員会 (ぎかいうんえいいいんかい)	円滑な議会の運営を行うため、議会運営全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置される委員会のことです。
議会図書室 (ぎかいとしょしつ)	議会に附置される図書室を指し、議員の調査研究に資するため、法で附置することが義務付けられています。
議決 (ぎけつ)	議会で議案などに対し意思決定することです。可決・否決・修正、承認、同意などと呼称されます。

議事機関 (ぎじきかん)	予算、条例等の市政運営の基本的な方針について審議・決定し、その執行を監視評価する機関であり、いわゆる議会のことです。憲法により地方公共団体に「議事機関」として議会を設置することが義務付けられています。
規範 (きはん)	手本、模範、拠るべき規則のことです。
決議 (けつぎ)	議会の意思を表明することをいいますが、法的根拠はありません。
言論の場 (げんろんのば)	言語や文章によって思想を発表して論ずる場所のことです。
合意形成 (ごういけいせい)	議論を通じて、議員相互の意見の一致を図る過程（行為）のことをいいます。
合議制 (ごうぎせい)	複数の人による協議のことで、話し合いによって物事を決定することです。議会の本会議や委員会は合議制となります。
公聴会 (こうちょうかい)	委員会が予算その他重要な議案、陳情等について、利害関係者または学識経験者等から意見を聞くために開くことができるものです。
さ 行	
参考人 (さんこうにん)	委員会が、その調査または審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて委員会に出頭してその意見を述べる者のことです。
執行機関 (しっこうきかん)	市長、教育委員会など市政を行う権限を持ち、所掌事務を執行する機関のことです。
市民 (しみん)	「市民」とは、地方自治法に定める「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体を含むものとしてします。
自由討議 (じゆうとうぎ)	ある事について互いに意見を交わし論じ合うことです。議会の会議において採決する前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明する討論とは異なります。

<p>常任委員会 (じょうにんいんかい)</p>	<p>議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うために、常に設置されている委員会で、条例で定められています。議員は議長も含めて必ずいずれかの常任委員会に属しています。下呂市議会では、「総務教育民生常任委員会」と「産業経済常任委員会」を設置しています。</p>
<p>審議 (しんぎ)</p>	<p>議会の付議事件について、提案者の説明、質疑・討論、表決といった一連の過程のことをいいます。</p>
<p>請願 (せいがん)</p>	<p>意見や要望を行政に反映させるため、議会に対して施策の実現を要望する制度で、文書を提出することによって行います。請願は憲法で保障された権利で、市民のほかどなたでもできます。請願をする場合はその内容に同意して署名する議員（1人以上）が必要です。これを紹介議員といいます。</p>
<p>政策提言 (せいさくていげん)</p>	<p>市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することをいいます。</p>
<p>政策立案 (せいさくりつあん)</p>	<p>市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することをいいます。</p>
<p>政務活動費 (せいむかつどうひ)</p>	<p>議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、交付されるものです。なお、政務活動費の使途の透明性の確保について、議長に努力義務があることが法令上明確に規定されています。</p>
<p>全員協議会 (ぜんいんきょうぎかい)</p>	<p>議員全員で行うもので、その限りでは本会議と同じですが、一般的には、市政に関する重要な事件や市議会内部の処理事項について、協議、調整するために開かれます（ただし、全員協議会で決定したことは議会の意思決定としての法的効力はありません）。</p>
<p>総合計画 (そうごうけいかく)</p>	<p>地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。</p>
<p>た 行</p>	
<p>地方分権 (ちほうぶんけん)</p>	<p>国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することをいいます。</p>

<p>陳情 (ちんじょう)</p>	<p>国または地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その事実を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為のことをいいます。</p>
<p>特別委員会 (とくべついいんかい)</p>	<p>常任委員会に対し、必要のある場合や特定のものを審査するために設置される委員会のことです。 下呂市議会では、予算、決算、下呂駅周辺エリア等整備、濃飛横断道・リニア、議会改革、広報広聴、新型コロナウイルス感染症対策、下呂温泉合掌村使途不明金調査(令和2年11月1日現在)に係る特別委員会を設置しています。</p>
<p>な 行</p>	
<p>二元代表制 (にげんだいひょうせい)</p>	<p>市長と議員は、直接住民から選ばれます。二元代表制は、議員で構成される議会(議事機関)と市長(執行機関)を並列的に配置し、相互に抑制・均衡しながら、行政の運営に当たっていくことをねらいとする制度です。</p>
<p>は 行</p>	
<p>本会議 (ほんかいぎ)</p>	<p>議案などを審議し、議会の最終的な意思決定する、全議員で構成する会議のことです。</p>